

令和2年度 地域包括支援センター事業報告

第1 地域包括支援センターの職員体制

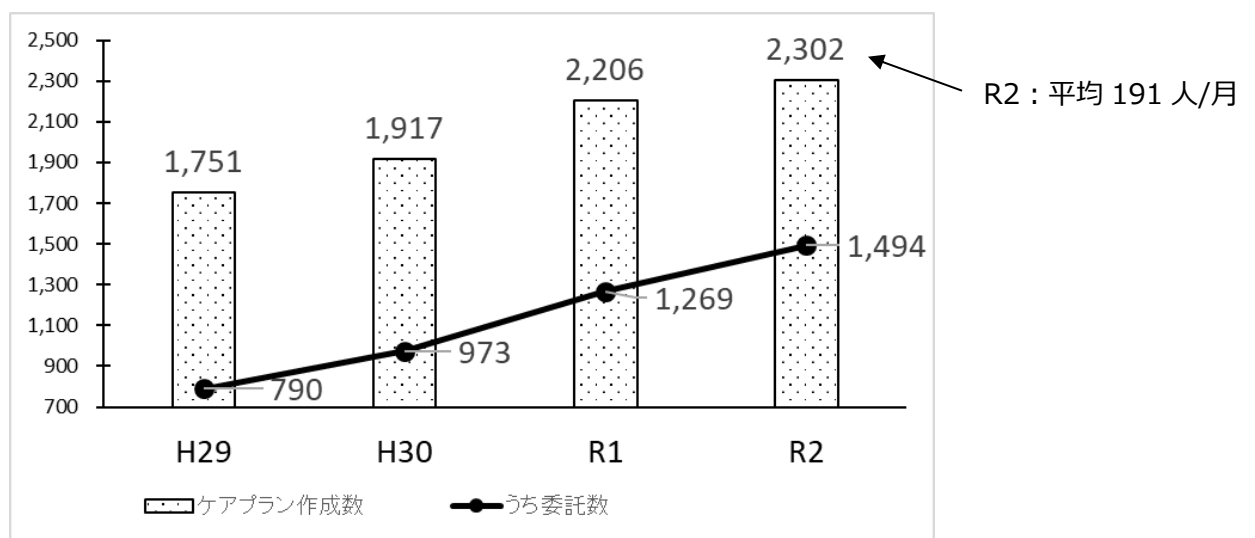
表1 地域包括支援センターの職種 (人)

種別	常勤	備考
保健師	4	
社会福祉士	1	
主任介護支援専門員	2	
その他	2	事務、歯科衛生士
合計	9	

第2 地域包括支援センターで実施する事業

- 1 ケアプラン作成事業（第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援業務）
介護保険認定「事業対象者」、「要支援1」、「要支援2」を持つ高齢者にケアプランを作成しています。

表2 ケアプラン作成数の推移 (件)



- ※1 要支援認定者等の増加に伴いケアプラン作成数が伸びています。
- ※2 令和2年度は月平均191人のケアプランを作成していることから、令和3年2月末の要支援認定者等の数260人のうち、約73%が定期的に介護保険サービスを利用していることがわかります。
- ※3 地域包括支援センターがケアプラン作成を委託している事業所数は17事業所です。

2 総合相談支援業務

高齢者やその家族の介護や健康、福祉、医療、生活に関することなど様々な相談に対応する窓口です。

寄せられる相談内容に応じて、医療機関、介護保険事業所、民生委員、住民、警察など様々な関係機関との連絡や家庭訪問などの継続支援を行います。

表4 年次別総合相談延べ数の推移 (件)

	件数
平成30年度	1,550
令和元年度	1,505
令和2年度	1,883

※令和2年度、初めて相談に至った人数は205人です。

表5 令和2年度 相談内容別相談数 (件)

相談内容	件数	割合
介護保険制度について	641	30.7%
福祉用具や住宅改修について	159	7.6%
住み替えについて	68	3.3%
食生活に関する相談	48	2.3%
外出先・交流の場について	140	6.7%
通院時等の移動手段について	20	1.0%
心配な人に関する相談	86	4.1%
除雪について	3	0.1%
介護保険制度の不満・苦情に関して	14	0.7%
権利擁護について(成年後見等)	72	3.4%
町の保健福祉サービスについて	138	6.6%
認知症について	158	7.6%
健康について	146	7.0%
介護負担について	31	1.5%
経過報告	224	10.7%
高齢者虐待について	9	0.4%
その他	132	6.3%
合計	2,089	100.0%

※1 介護保険制度に関する相談が約30%を占めます。

※2 相談内容が重複するため、表4と合計が異なります。

表6 令和2年度 家庭訪問実施状況

訪問理由	延人数	実人数
介護保険認定者訪問	45件	38人
介護保険認定外訪問（一般高齢者）	194件	165人
ケアプランの作成に関する訪問	486件	385人
福祉用具の選定、住宅改修の訪問	42件	36人
介護保険認定調査の実施	1件	1人
権利擁護に関する訪問	22件	12人
食事サービスに関する訪問	6件	6人
緊急通報システムに関する訪問	13件	12人
その他	15件	13人
合 計	824件	668人

※1 初めて訪問した方は、**108人**です。

※2 介護保険サービスだけでなく、食事サービスや緊急通報システムの設置につながる場合があります。

3 権利擁護業務

高齢者を権利侵害や生活上の不利益から擁護するための事業です。成年後見制度の活用促進や虐待への対応、消費者被害の防止協力等の業務を行っています。

(1) 成年後見制度の活用促進

認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分でない方が滞りなく生活できるように、対象となる方を早期に把握し、成年後見制度の活用を促しています。

表7 年次別成年後見制度等相談延べ件数

年 度	相談件数
平成30年度	45件
令和元年度	44件
令和2年度	55件

※ 成年後見推進事業受託団体（芽室町社会福祉協議会）と芽室町地域包括支援センターの相談受理件数の合計

情報交換会

成年後見推進事業受託団体（芽室町社会福祉協議会）と個別事例の検討等を行っています。

成年後見講演会

例年、成年後見制度に関する普及啓発のため、講師を招いて成年後見講演会を行っていましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見合わせました。

(2) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待及びその疑いのある相談に対して、当該高齢者の訪問、支援者会議の開催等で支援方針を決定しています。

表8 年次別虐待相談件数（人）

年 度	相談実人数
平成30年度	12人
令和元年度	8人
令和2年度	6人

(3) 消費者被害の防止

悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、芽室消費者協会等と情報交換を行っています。消費者被害に遭っている、遭っている疑いがある高齢者の情報を得たときは、関係機関と連携しながら、成年後見制度等による支援に結び付けています。

おもいやり連携会議

最新の消費者被害情報や心配な高齢者の情報など、高齢者の権利擁護に関する定期的な情報交換の場として、芽室交番、芽室消費者協会にて年3回開催しています。

(4) 芽室町高齢者権利擁護ネットワーク

認知症高齢者等への権利侵害の未然防止・早期発見を目的として設置し、現在は、高齢者見守りネットワーク事業と合同で「芽室町おもいやりネットワーク推進協議会」として会議や講演会を開催しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため今年度は開催を見合わせました。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアプランを作成する介護支援専門員が適切な支援を実践できるように地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員へのサポートを行います。

(1) ケアマネネットワーク会議の開催

表9 令和2年度ケアマネネットワーク会議実施状況

	実施内容・テーマ	出席者数
第1回	高齢者保健福祉サービスについて（書面会議）	26人
第2回	薬剤師による居宅療養管理指導について	15人
第3回	第8期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標について	10人
第4回	高齢者の誤嚥性肺炎について（書面会議）	26人
合計		77人

(2) 事例を通じた介護支援専門員への支援

高齢者虐待・認知症・生活困窮等、介護支援専門員が困難と感じる事例においては、必要に応じて町の担当者も一緒に対応します。令和2年度の実績は、延べ24件の相談に対応しました。

(4) 地域ケア会議

保健・医療・福祉、介護サービス事業所等が連携して高齢者の暮らしを支える環境整備を行うことを目的に開催しています。地域の関係機関や事業所をメンバーとし、支援困難事例の検討や地域課題の解決に向けた協議を行いました。

① 地域ケア個別会議

個別事例の支援内容、方針を決定します。

② 地域ケア推進会議

個別事例を通じて、地域課題の把握や課題解決、政策形成を目的とします。

表 11 令和2年度 地域ケア個別会議実施状況

検討内容	延べ件数
要支援認定者の新規ケアプランの精査	18 件
高齢者食事サービス、緊急通報サービスの審査	54 件
支援困難事例の方針決定	24 件
合 計	96 件

表 12 令和2年度 地域ケア推進会議実施状況

	実施内容・テーマ
第1回	第8期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画基本目標に関する意見交換
第2回	知的障害があり、介護保険等サービスの利用を拒否する高齢者への支援について

※新型コロナウイルスの感染拡大のため、開催回数が減少しています。

令和3年度 地域包括支援センター事業計画

地域包括支援センターが実施する事業は次のとおりです。

- 1 ケアプラン作成事業（第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援業務）
介護保険サービスを定期的にご利用する高齢者にケアプランを作成し、本人が望む生活が続けられるように支援します。

- 2 総合相談支援業務
医療機関、介護保険事業所、民生委員、住民、警察など様々な関係機関と連携し、本人や家族の希望に沿った支援を実施します。

- 3 権利擁護業務
成年後見制度の活用を促進します。また、高齢者虐待への対応や消費者被害を防止します。

- 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - (1) 介護支援専門員への支援
研修の機会の提供と支援困難事例を一緒に検討する
 - (2) 保健、医療、福祉、介護保険事業所等が連携できる体制づくり